

# 少子化対策特別部会（第2回）

平成20年1月28日（月）

17:00～18:30

経済産業省別館1042号会議室

## 議 事 次 第

### ○ 議 事

#### 家庭的保育に関するヒアリング

##### [配付資料]

- 資料1 家庭的保育事業について
- 資料2-1 家庭的保育のあり方に関する研究（中間報告）  
（平成19年10月29日）～概要～
- 資料2-2 家庭的保育のあり方に関する研究（中間報告）  
（平成19年10月29日）
- 資料3 家庭的保育の取り組みに関する調査
- 資料4 家庭的保育事業の現状と課題
- 資料5 家庭的保育事業の法制度化のイメージ
- 参考資料 杉山委員提出資料

## 家庭的保育事業について

### 1. 事業概要

#### 【事業内容】

保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者が、保育所と連携しながら、自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する。

※ 平成12年度予算化(保育需要の増に対応するための応急措置としての位置付け)

#### 【実施形態】

個人実施型:家庭的保育者が市町村と委託契約を結んだ保育所と連携を図りながら保育を行う。

保育所実施型:保育所が雇用する家庭的保育者が、当該保育所と連携を図りながら保育を行う。

#### 【家庭的保育者の要件】

- ・保育士又は看護師の資格を有する者であること。
- ・現に養育する就学前児童又は介護の必要な者がいないこと

#### 【対象児童】

3歳未満児(保育所が実施する場合には就学前児童)

#### 【対象児童数】

3人以下(別途「補助者」を雇用する場合には5人以下)

#### 【実施場所】

家庭的保育者自身の居宅又は賃貸アパート等市町村が適当と認めた場所

#### 「設備要件」

- ・保育を行う部屋:9.9㎡+(3人を超えた利用児童数×3.3㎡)
- ・児童の遊戯等に適する広さの庭を有するか、又は公園・空き地・神社境内等の開かれた空間があること。
- ・衛生的な調理設備を有すること。

### 事業実施状況等の推移

| 区分                   | 14年度             | 15年度           | 16年度           | 17年度           | 18年度           | 19年度           | 20年度<br>(案)    |
|----------------------|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 予算額(百万円)<br>(児童数(人)) | 1,271<br>(5,000) | 625<br>(2,500) | 614<br>(2,500) | 409<br>(2,500) | 409<br>(2,500) | 216<br>(1,300) | 730<br>(2,500) |
| 事業実績(児童数)<br>(保育ママ数) | 102<br>(46)      | 99<br>(53)     | 313<br>(103)   | 276<br>(93)    | 319<br>(105)   | —              | —              |
| 【参考】地方単独事業の実施状況(※)   |                  |                |                |                |                |                |                |
| 児童数(人)<br>(保育ママ数(人)) | 1,413<br>(934)   | 1,501<br>(956) | 1,381<br>(910) | 1,509<br>(935) | 1,405<br>(926) | —              | —              |

※ 「地方自治体実施分(国庫補助対象も含む)ー各年度の国庫補助実績」により推計

## 2. 家庭的保育事業の平成20年度予算案について

○予算額                   【19年度予算】                   【20年度予算案】  
                               216,349千円   →   729,786千円（+513,437千円）

### ○予算案の主な内容

- ・事業量の拡大(利用児童数1,300人→2,500人)
- ・家庭的保育支援者(家庭的保育者を支援する専任職員)を連携保育所の下に配置
- ・家庭的保育者の処遇向上を図る観点から補助単価の見直しを図る。  
 (本俸の引き上げ、畳の張り替え等の環境整備に係る費用、賠償責任保険料・職員健康管理費等の追加)

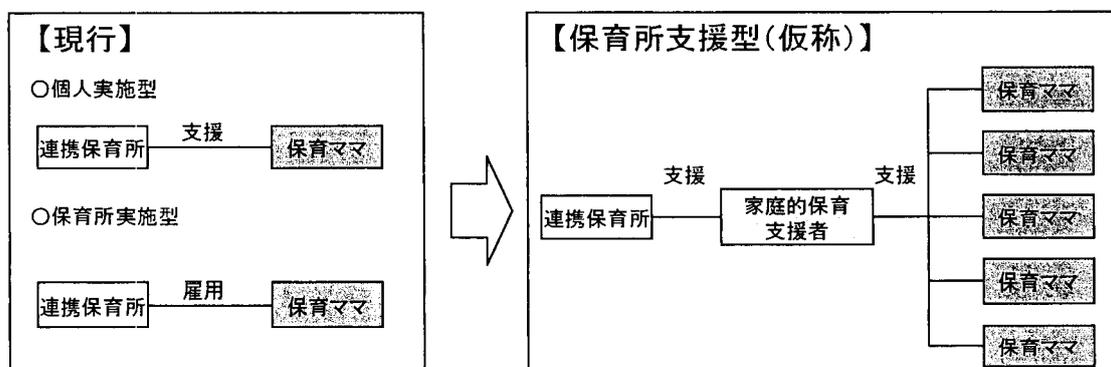
### 要求趣旨

保育需要の増に対応するための応急措置として、平成12年度に創設した一方で、家庭的保育者に対する支援が十分でなかったことや、事故が起こった場合の補償が明確でないことなどから、事業の十分な活用を図ることができなかつたことを踏まえ、

- ①連携保育所の下に、保育ママに対する巡回指導や相談等を行う専任職員を配置し、保育ママに対する支援の充実を図る
- ②補助単価を引き上げ、賠償責任保険への加入や保育ママの処遇改善を行い、安心して保育に従事できるようにする

ことなどにより、家庭的保育事業の拡充を図る。

### 事業の実施方法のイメージ



### 3. 家庭的保育事業の今後への動き

#### ○報告等における家庭的保育事業への言及

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議(中間報告)(平成19年6月1日)－抜粋－  
終点戦略策定に向けての基本的考え方

##### 3 重点戦略策定の方向性

(包括的な次世代育成支援の制度的枠組みの構築)

様々な働き方、ライフスタイルの選択に対応した子育て支援サービスの実現を目指し、3歳未満児に対する家庭的保育(保育ママ)の充実を含めた多様で弾力的な保育の拡充、子育て家庭がその生活圏内で利用できる地域子育て支援拠点等の子育て支援サービスの面的な整備を進めるとともに、産休・育休から保育サービスへの移行等利用者本位の切れ目のない支援を提供できるよう、子育て中の利用者の適正・確実な負担を求めて国民全体で支え合う包括的な次世代育成支援の制度的な枠組みの構築を図る。

経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日)－抜粋－

#### 第4章 持続的で安心できる社会の実現

##### 3. 少子化対策の推進・再チャレンジ支援

###### (1)少子化対策の推進

###### ② 包括的な次世代育成支援の制度的な枠組みの構築

様々な働き方・ライフスタイルに対応し、特に3歳未満児に対する家庭的保育(保育ママ)や事業所内保育施設を含めた多様で弾力的な保育サービスの拡充、地域の子育て支援サービスの面的整備を進めるとともに、育児休業から保育への円滑な移行など利用者本位の切れ目のない支援を提供できる包括的な制度的枠組みを構築する。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月18日)－抜粋－

##### 3 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

(具体的な制度設計の検討とともに先行して実施すべき課題)

- 包括的な次世代育成支援を図る制度設計の検討とともに、平成21年度までの現行の「子ども・子育て応援プラン」及び地方公共団体の次世代育成支援のための行動計画の見直しも視野に入れ、

・一定の質の確保された保育サービスの量的な拡大を可能にする提供手段の多様化のための家庭的保育の制度化

(略)

などの課題について、20年度において先行して実施すべきである。

# 家庭的保育のあり方に関する研究(中間報告)(平成19年10月29日) ～概要～

主任研究者 小山 修(日本子ども家庭総合研究所研究企画・情報部長)  
担当研究者 庄司 順一(青山学院大学教授)

## 1. 家庭的保育とは

### 家庭的保育の概要

家庭的保育者の居宅等で主に3歳未満の少人数の乳幼児を対象に小規模に行われる保育

- ・実施自治体数 83か所(2005年)
- ・家庭的保育者数 1,124人(2006年4月)
- ・利用児童数 2,000人(2006年4月)

### 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議(中間報告)

3才未満児に対する家庭的保育(保育ママ)を含めた多様で弾力的な保育サービスの拡充

## 2. 家庭的保育のメリット・デメリット

### 家庭的保育のメリット

- ・特定の保育者が少人数の保育を行うことから、子どもと保育者間、保育者と保護者間に密接な関係を築きやすく、また個別で柔軟な対応が可能
- ・適切な生活リズムや兄弟関係に近い仲間関係などを経験することにより、集団生活への移行がスムーズになる

### 家庭的保育のデメリット

- ・保育者個人の資質や人間性の影響が大きい
- ・密室性
- ・保育者の孤立
- ・休暇の取得が困難

### デメリット解消の方策

- ・保育者への援助体制の整備
- ・保育所との連携
- ・保育者の身分や待遇の保障
- ・子どもの健康への支援
- ・地域の資源の充実とアクセシビリティの拡大
- ・保育者や子どもとの関係調整のできる第三者機関の設置

### 3. 地方や諸外国の状況

#### (1) 地方の家庭的保育の状況

##### 家庭的保育を実施する自治体の特徴

- ・関東地区に集中
- ・待機児童が多く、低年齢児保育ニーズが高い
- ・地方単独事業として実施する自治体が多い(定義や運用の形態は様々ではない)
- ・国庫補助事業を導入する自治体は少ない
  - 国庫補助を導入していない理由
    - ・すでに単独事業で実施しているため、二重構造にせざるを得なくなり、実施体制が複雑になる
    - ・国庫補助事業は保育者の資格要件が厳しい
    - ・連携保育所該当する保育所がない
    - ・連携保育所を指定することは、連携保育所への負担増となる

##### 自治体における家庭的保育の必要性

- ・多様な保育ニーズに対応するさまざまな選択肢
- ・認可保育所の低年齢児保育の補完
- ・認可保育所の待機児童問題の緊急対応策

##### 家庭的保育を強化・充実するための条件

- ・連携保育所と家庭的保育の連携強化
- ・児童福祉法に家庭的保育を制度として位置づけ
- ・事業の重要性のPR

## (2) 諸外国の家庭的保育の状況

### 家庭的保育を実施する諸外国の特徴

#### ○保育需要への対応

諸外国(フランス等)  
必ずしも公的な保育施設の建設で対応していない。

日本  
保育施設の建設で対応してきた。

#### ○家庭的保育

諸外国(フランス等)  
自然発生的に実施されてきた保育ママに行政が認定や支援を行うことにより質を担保し促進してきた。

日本  
児童福祉法第24条第1項ただし書きの「その他の適切な保護」を行うために質を担保する形で実施してきた。

## 4. 家庭的保育の普及・定着のための課題

### 法的位置づけの明確化

通常保育の一つとして法的位置づけを明確にする。

#### ○家庭的保育者の資格要件

- ・保育の質を担保するため、保育士並びに看護師を基本
- ・幼稚園教諭や子育て経験などを条件に研修受講により、家庭的保育者として認定を受けているものに配慮

### 実施基準等の整備

安全性や質の確保の観点から、事業の実施基準や保育内容、研修等のガイドラインを定める。

#### ○実施基準等の内容

- ・安全性や保育の質を確保するため、最低限遵守する実施基準の明確化
- ・保育所保育指針に準じた家庭的保育独自のガイドライン等の作成
- ・スキルアップを図るための研修体系の構築
- ・家庭的保育者同士の情報交換の場の提供
- ・家庭的保育に関するDVD、事例集による情報提供

## 家庭的保育者への支援

密室性、孤立性を克服し、家庭的保育者が安心して従事できるように、適正な処遇や連携保育所等によるバックアップ体制を整備する。

### 課題

代替保育の困難

密室性・孤立性

安定した事業の実施

### バックアップ体制

- 認可保育所との連携  
一時保育、日常的な交流、行事への参加、保育者同士の交流
- 地域の社会資源の活用  
市町村、保健所、保育所、地域の子育て支援拠点等による、家庭的保育者への情報提供
- 巡回指導  
監督指導的な部分とサポート的な部分での支援
- 評価システムの導入  
第三者評価の設定等

## 人材の養成・確保

市町村、養成施設等での家庭的保育を担う人材(保育士OB等)の教育・研修

### ○研修の体系

#### 基礎(就業前)研修

位置づけ:家庭的保育者として保育をスタートする前に受講する研修

目的:家庭的保育について理解し、保育者としての質を均一にする



#### 初級研修(現任研修)

位置づけ:家庭的保育をスタートさせて一定期間内(例:2年間)の保育者に対する研修

目的:家庭的保育を始めてから出てくる疑問や問題点の解決



#### 中級研修(現任研修)

位置づけ:経験年数を重ねた家庭的保育者に対する研修

目的:専門的知識、技術、論理の習得



#### 上級研修(現任研修)

位置づけ:十分に経験を積んだ家庭的保育者に対する研修

目的:後続の家庭的保育者に対して助言・指導していく力の習得

### ○家庭的保育

保育士養成課程においても家庭的保育について学習する機会を確保する

### **安定的財源の確保**

市町村において持続的に実施できるように、家庭的保育事業に対する安定的財源を確保する。

### **家庭的保育を強化・充実するための条件**

家庭的保育の良さが社会や保護者に広く認知されるように、制度のメリットのPRを強化する。

#### ○課題

- ・視覚的なPRの実施 → DVD、ホームページ、紙媒体等を活用し家庭的保育内容の紹介
- ・家庭的保育を実施していない市町村を対象とする研修

研究者一覧

- 小山 修 (日本子ども家庭総合研究所研究企画・情報部長)  
庄司 順一 (青山学院大学教授)  
尾木 まり (子どもの領域研究所所長)  
網野 武博 (上智大学教授)  
福川 須美 (駒沢女子短期大学教授)  
上村 康子 (天理大学 准教授)  
鈴木 道子 (全国家庭的保育ネットワーク代表)

## 家庭的保育のあり方に関する研究（中間報告）（平成19年10月29日）

日本子ども家庭総合研究所 チーム研究

主任研究者 小山 修

担当研究者 庄司順一

### 1. 家庭的保育とは（定義、事業内容、意義等の説明）

- 家庭的保育は保育者の居宅等で主に3歳未満の少人数の乳幼児を対象に小規模に行われる保育である。
- 家庭的保育における保育形態は保育所と同様の通常保育であり、日々同じ子どもが通い、約8時間の保育を受けるものである。
- 現在、国庫補助事業としての家庭的保育事業と、地方自治体（以下、自治体）による単独事業（以下、地方単独事業）がある。地方単独事業は家庭的保育の定義や運営実態が自治体により異なるため正確な実施自治体数を把握することが困難な状況にある。
- 地方単独事業は古くは1950（昭和25）年設置の京都市の昼間里親に始まり、多くの自治体では、児童福祉法第24条第1項ただし書きの「その他の適切な保護」を行うために実施されてきたものである。
- 2000（平成12）年に創設された国庫補助事業の家庭的保育事業は、これを保育所入所待機児童対策の応急的措置として位置づけている。
- 地方単独事業においては、乳児保育の拡大、一般化に伴い1980年後半からは事業を廃止する自治体もあったが、その後、保育需要の増大に伴い、国庫補助事業の導入や待機児童対策として新たに地方単独事業を導入する自治体が出始めている。
- 厚生労働省調べによると、家庭的保育を実施する自治体は83か所であり（2005年）、家庭的保育者1,124名、利用児童数2,000名であった（2006年4月現在）。ただし、家庭的保育は年度途中からの利用が多く、利用児童数は年度末に向かって増えていく傾向がある。
- 現在、家庭的保育を待機児童対策や低年齢児保育の補完的位置づけのままに存続させるのか、または家庭的保育独自の存在価値を認めて存続させようとするかという分岐点にある。
- 家庭的保育は少人数の子どもを対象とすることから、個々の子ども及び家庭に個別に対応でき、また個々の事情にあわせた柔軟な対応が可能な保育である。また、保育者と子どものみならず、保育者と保護者の間にも密接な関係が築かれることから、特に初めての子どもを育てる保護者への子育て支援としても有効である。
- 子育て家庭の多様なニーズに対応していくためには、さまざまな保育の選択肢が用意されることが必要であり、このような保育を拡充することの必要性は「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議（中間報告）でも「3歳未満児に対する家庭的保育（保育ママ）を含めた多様で弾力的な保育サービスの拡充」として指摘されている。
- 家庭的保育は待機児童の緊急的対応策としての役割を果たすとともに、通常保育の選択肢の一つとして法制度上に位置づけることの必要性をふまえて、実施自治体数の拡大、家庭的保育者の拡大を図りつつ、バックアップ体制や研修体制などを整備していく必要がある。

## 2. 家庭的保育のメリット・デメリット

- 家庭的保育の効果に関する先行研究をレビューした結果、以下のような知見が得られた。
- 家庭的保育においては、特定の保育者が少人数の子どもを家庭的環境で保育することにより、子どもと保育者間、保育者と保護者間に密接な関係を築きやすく、また個別的で柔軟な対応が可能であることがメリットとして挙げられている。さらに、適切な生活リズムやきょうだい関係に近い仲間関係などを経験することにより、集団生活への移行がスムーズになる可能性や、地域に密着した保育である点も指摘されている。
- 特定の保育者が保育を行うことはメリットであると同時に、保育者個人の資質や人間性の影響が大きいという点でデメリットになりかねないともいわれている。特に保育者が1人の場合には、密室性や外遊びの不足等の問題が生じやすいことや、保育者が孤立しやすい、休暇が取りにくいなど、困難な状況になりやすいことが指摘されている。
- 家庭的保育のデメリットを解消するために、①保育者への援助体制の整備、②保育所との連携、③保育者の身分や待遇の保障、④子どもの健康への支援、⑤地域の資源の充実とアクセシビリティの拡大、⑥保護者や子どもとの関係調整のできる第三者機関などが課題として挙げられている。家庭的保育の有効性を高めるためには、こうした課題に取り組むことは必須のことであり、今後は、これらの課題を実行に移すためのより具体的な方策を検討していくことが必要である。
- 家庭的保育の有効性に関する実証的な研究において、家庭的保育を受けている子どもの発達や保育所への移行などが概ね良好であることや、家庭的保育に対する保護者や保育者の満足度が高いことが示されている。また、保護者や保育者によって家庭的保育のメリットとデメリットの両方が認識されているが、結果を詳しく見ると、メリットに対する肯定的な回答の割合は、デメリットを肯定する回答の割合よりも比較的高い傾向があり、メリットを認識している人がより多い可能性がある。
- しかしながら、先行研究に対していくつかの問題点が指摘できる。まず、サンプルがほぼ東京都や横浜市等の地域に限られており、研究の対象となっている保育の質が均質に高い可能性も否めないため、得られた知見がどのくらい一般化できるかについては慎重に考える必要がある。研究の対象となった家庭的保育者の多くが、子どもの発達や保護者を支える質の高い保育を実践していることは、実証的に示された事実であるといえる。しかし、一方で、保育者によって資質や力量に格差があることも指摘されており、家庭的保育全体として質の高い保育をいかに保障していくかが今後の課題である。
- もうひとつの問題点として、施設保育や家庭養育との比較による家庭的保育の効果の検討がほとんど行われていないという点が挙げられる。家庭的保育の有効性を示すためには、施設保育や家庭養育と比較して子どもの発達への効果や保護者の満足度が劣っていないということを実証的に検討することも必要である。
- 今後考えられる研究としては、ひとつには、家庭的保育が実際にどのような環境でどのような実践を行っているのかを詳細に記述することが考えられる。これまで、質問紙調査やヒアリング調査は比較的詳細に行われているが、直接実践の場に向いて観察や測定を行った研究は少ない。たとえば、「在宅保育の効果に関する研究 ―利用の効果及び利用後の意識の変化―」（こども未来財団（2006）<sup>1)</sup>）で指摘されているように、家庭的保育における環境要因に着目することによ

り、住居としての建物のもつ「空間」と保育者—子ども間の相互作用との関連や、子どもの「泣き」や「音環境」等を施設保育の場と比較することによって、家庭的保育のメリットを生み出す要因について明らかにしていくことができると考えられる。これは、子どもの発達にとってよりよい環境とはどのようなものかを探求していくことにもつながる重要な研究課題でもありと考えられる。

### 3. 地方や諸外国の状況

#### (1) 地方の状況

- 2006 年度本研究班が実施した「地方自治体における家庭的保育への取り組みに関する調査」<sup>2)</sup> (以下、「自治体調査」)の結果では家庭的保育を実施する自治体は、東京特別区、東京都下、政令指定都市など都市部に多く、その他の都市の割合が低い。地域としては関東地区に集中している。また、待機児童がいる自治体、とりわけ待機児童数が多い自治体が多く、同時に低年齢児保育ニーズが高い自治体に多いという特徴がみられた。
  - 一方、最も歴史の古い京都市を含む関西地区にも家庭的保育が存在するが、定員規模が大きい地域があるなど、その定義や運用の形態は一様ではない。
- 家庭的保育を実施する自治体は、地方単独事業として実施する自治体が多く、次に国庫補助事業と地方単独事業の併用、国庫補助事業のみという順で実施されており、全体として国庫補助事業を導入する自治体は少ない。
- 国庫補助事業を導入していない理由として、「すでに単独事業で実施しているため、二重構造にせざるを得なくなり、実施体制が複雑になる」(35.3%)や「国庫補助事業は保育者の資格要件が厳しい」(33.3%)が高い割合で選択されており、次に「国庫補助事業の要件である連携保育所に該当する保育所がない」(27.5%)や「連携保育所を指定することは、連携保育所への負担増となる」(25.5%)などが選択されており、資格要件や連携保育所の設置に関する要件が主たる要因となっていることが明らかとなった(「自治体調査」結果による)
- 家庭的保育を実施する自治体の多い東京都では、東京都事業としての「家庭福祉員制度」があり、保育者の資格要件を「保育士、看護師、保健師、助産師、教員及び区市町村が実施する研修終了者で、保育経験を有する者」と規定しており、幼稚園教諭や教員免許を保有し認定を受けている保育者や、子育て経験を条件とした研修受講により認定を受けている保育者が存在する。このような事情から、国庫補助事業を導入する場合には二重構造を検討する必要が生じる自治体が多いことが考えられる。
- また、家庭的保育を実施する自治体は待機児童が多い地域が多く含まれており、認可保育所への負担が増大することを懸念する自治体が多いことも推察される。
- おおよそ5年間の家庭的保育者数の変化は「ほぼ変化なし」が半数を占め、残りは増加傾向、減少傾向に2分された。また、利用児童数の変化については、増加傾向が約4割、「ほぼ変化なし」が4割弱であった。利用児童数が増加傾向にある背景としては、育児休業の普及に伴い年度途中での入所希望者が増加、保育需要の増大、家庭的保育者の増員による定員増、待機児童の解消などがあげられた(「自治体調査」結果による)。
- 多くの自治体で保育料金は自治体独自に設定をしているが、保育料金設定のための世帯の階層区分の適用がある自治体は4割に満たなかった(「自治体調査」結果による)。

- 家庭的保育を実施する自治体の多くは、家庭的保育の必要性を認識しており、その理由として、「多様な保育ニーズに対応するさまざまな選択肢」（81.1%）を「認可保育所の低年齢児保育の補充」（66.0%）、「認可保育所の待機児童問題の緊急対応策（52.8%）よりも高い割合であげていた（「自治体調査」結果による）。
- 家庭的保育を強化・充実するための条件としては、「連携保育所と家庭的保育の連携を強化し、実効性あるものにする」（32.3%）が最も多く、次いで「児童福祉法に家庭的保育を制度として位置づける」（27.4%）、「国や地方自治体が、国が行っている事業の重要性をPRする」（27.4%）が多く選択された（「自治体調査」結果による）。

### (1) 諸外国の家庭的保育の状況

- わが国では施設型保育が主流であるが、戦後、国や地方公共団体の責任を明記した児童福祉法のもとで保育所を整備してきた日本とは異なり、ヨーロッパ諸国や北米では増大する保育需要に対して必ずしも日本ほど公的な保育施設の建設で応えたわけではない。かつて EC ネットワークの保育に関する調査委員会の調査結果からは、加盟国ではとくに3歳未満児の保育がかなり個人的な預かりに依存してきたことが見出された。すなわち公的な統計には把握されてこなかった見えない保育、つまり近隣の人などに個人的に保育を依頼する自然発生的な家庭的保育の存在であった。それは保育の質の点で多くの問題を引き起こし、次第にそれぞれの国による登録制や規制の対象となり、保育者の家庭で行われる保育（以下、ファミリー・デイ・ケア）として、保育の選択肢の一つとされてきた歴史がある。北欧では施設型保育と遜色ない手厚い身分保障や保育のガイドライン、研修、スーパーバイザー制度などを確立し、国による保育の質を確保する努力が払われている。
- 諸外国のファミリー・デイ・ケアは日本と比較すると年齢の幅が広く、就学前くらいまでそのような環境で育てたいと考える保護者が利用している。しかし、近年英国やスウェーデンなどで福祉と教育が統合したことにより、ファミリー・デイ・ケアで幼児教育を同等に行うことができないとの理由から減少する傾向も見られている。
- そのような中、フランスでは現在も3歳未満児がファミリー・デイ・ケアを利用する割合が高く（29%）、施設型保育の利用割合（11%）よりも高くなっている（2004年）<sup>3)</sup>。  
フランスの家庭的保育は保育形態もユニークで、保育ママ（assistantes maternelle）と家庭保育園（Creches-Familiales）があり、前者には認定保育ママと無認定の保育ママがいる。認定保育ママは60時間の研修を受けて養成され、認定を受けるが、その後も行政の研修、保育指導、監督が継続的に行われる。家庭保育園は保育ママの連合体であり、保育形態は同じであるが、母子保健センターなどに籍を置く家庭保育園が保育ママを雇用するもので、園長はフランス特有の「育児専門の看護婦」である。家庭保育園は少人数の個別的配慮と同時に単独保育から組織的な保育にすることで、保育者が休みを取れるなどの利点がある。  
フランスでは実子も含めて子ども三人まで家庭で保育することが法的に認められている。実施を含めることで、子育てしながら収入を得る機会として保育ママのなり手を確保するねらいがある。最低賃金の保障、社会保険（家族手当公庫が負担）や有給休暇、各種の補助や税控除など、行政による制度的な整備も前進を重ねてきた。
- フランスでは乳母に子どもを預けるという習慣が歴史的にあり、自然発生的に実施されてきた保

育ママに行政が認定や支援を行うことにより質を担保し促進してきた経緯は、日本において自治体が児童福祉法第 24 条第 1 項ただし書きの「その他の適切な保護」を行うために質を担保する形で家庭的保育を実施してきた経緯とは異なる。

また、フランスでは財政上の理由から日本のように保育所を全国的に普及させる政策は取らず、1990 年初め頃から認定保育ママの登録認定制の促進や認定保育ママ雇用の援助の創設、サポート体制の改善、社会保障の確立などを行いながら、認定保育ママ制度を促進させてきた。

- カナダでは保育施設が不足しており、家庭的保育は保育需要の受け皿として一般的にかなり利用されているが、保育の質を確保することが大きな課題となっている。NPO 組織等に組織され、加盟金を払って研修やサポートを受けている保育者はわずか 10%程度とも言われている。
- 諸外国のファミリー・デイ・ケアの保育者は、自治体に雇用される北欧諸国のような例もあるが、民間団体に所属しているか、個人で行っているところが多い。ファミリー・デイ・ケアは誰でもが始められる保育が多いため、保育の質や安全性を担保するために、自治体が規制を設け、基準を満たし、保育者が認定を受けた場合に、税制上のメリットを受けられたり、保護者に利用料金助成が出るなどの仕組みを設けている。
- そのことと比較すると、日本の家庭的保育は自治体を実施する事業であり、また保育経験のある保育士資格所有者が多いことから、保育の質は高いといえることができる。
- また、諸外国には NPO 組織などがファミリー・デイ・ケアのバックアップ機能を持ち、例えば、保育者が体調不良の時などに、代替保育の手配をしたり、巡回指導をするなどきめ細かく保育者支援をしているような組織があり、今後家庭的保育者への支援を検討する上で参考となる。ただし、そのような NPO には当然ながら、公的な財政支援が行われている。

#### 4. 家庭的保育の普及・定着のための課題

##### (1) 法的位置づけの明確化

通常保育の選択肢の一つとして法的位置づけを明確にする。

- 保育需要の拡大、就労形態や子育て家庭の抱えるニーズの多様化に鑑み、今後家庭的保育を普及させ、通常保育の選択肢の一つとして定着させていくことが望まれる。その際、保育を受ける子どもの最善の利益を図るためにも、法的位置づけを明確にし、安心して利用できる制度へと整備充実させていくことが重要である。
- 法的位置づけを見据えた場合、日々保育を受ける子どもの成長と発達に大きく影響を及ぼす保育の質を担保し、子どもの発育にとって必要な環境を整えることが重要である。そのため、家庭的保育者の資格要件は、保育士並びに看護師を基本とすることが望ましい。
- しかしながら、東京都など保育士並びに看護師以外にも資格要件を広げている自治体もあることから、保育士及び看護師以外の幼稚園教諭や子育て経験などを条件に研修受講により、家庭的保育者として認定を受けて保育を行っている保育者も存在することについて考慮する必要がある。
- また、今後、保育の質の担保、安全性の確保、家庭的保育者への研修及び支援体制などの現行の家庭的保育において課題となっている事柄について対応策の検討が必要である。

##### (2) 実施基準等の整備

安全性や質の確保の観点から、事業の実施基準や保育内容、研修等のガイドラインを定

める。

- 家庭的保育はそれぞれの自治体の地方単独事業として実施されてきた経緯に加え、家庭的保育者個人の家庭で実施される保育形態であるため、これまで統一された実施基準が設けられてこなかった。今後、家庭的保育の安全性や保育の質を確保する上では、最低限遵守されなければならない実施基準を明確にすることが求められる。
- また、家庭的保育は保育所で行われる集団保育とは異なることから、保育所保育指針に準じた家庭的保育独自のガイドライン等を作成し、保育を行う上での指針とすることが望ましい。
- その際に家庭的保育の特性を踏まえ、特に配慮すべき事柄としては、以下のことが考えられる。
  - ①家庭における保育であるため、保育空間を一様に設定することが困難である。
  - ②異年齢小規模集団の低年齢児の保育であり、毎年年齢構成が変化する可能性がある。
  - ③年間を通して、同じ子どもが在籍するのではなく、年度途中で保育を受託したり、逆に保育所へ移行する子どもがいるなど在籍児童の変動が大きい。
- さらには、家庭的保育者としての経験を積みながら、スキルアップを図るための研修体系の構築が今後求められる。
- 家庭的保育者は保育者同士の交流により、情報交換や保育上の悩みを相談しあう機会を得ている。家庭的保育はそれぞれの自治体により実施体制が異なる部分もあり、このような機会を通じて相互に参考となる取り組みが紹介される場合もある。また、それぞれの地域の家庭的保育が独自に行われるばかりでなく、家庭的保育の理念を共有することが家庭的保育の普及につながると考えられる。そのため、自治体単位における保育者のネットワークに限らず、全国的な家庭的保育者のネットワークを構築し、交流を深めることが重要である。
- 家庭的保育者は他の保育者の保育を知る機会に限られるため、ビデオやDVDなどの視覚教材の開発により、他の保育者の保育からヒントを得る機会を用意することも重要である。
- 家庭的保育者がこれまで実践してきたノウハウ（遊びの工夫、保育室の工夫など）及び参考となる事例をまとめることも有益であると考えられる。

### (3) 家庭的保育者への支援

密室性、孤立性を克服し、家庭的保育者が安心して従事できるように、適正な処遇や連携保育所等によるバックアップ体制を整備する。

- 家庭的保育のデメリットと指摘される密室性や孤立性を克服し、家庭的保育が安定的かつ安心して保育に従事することができるように、適正な処遇やバックアップ体制の整備が求められる。
- 家庭的保育者は1人で保育を行うことにより、1日の労働時間が長時間になる可能性がある。また、家庭的保育者が休暇を取る際の保育の代替を用意することが困難との理由から、家庭的保育者が休暇を取りにくい状況がある。代替保育が見つからない場合には、保護者が仕事を休むなどの方法をとらざるを得ない場合もあることは、保護者の不満につながっている。  
家庭的保育者にとっての適正な労働環境を確保するためにも、また保護者の働く権利を阻害しないためにも、家庭的保育者への適正な処遇が望まれる。
- 家庭的保育は家庭内で行われる保育であるため、外部からその保育の様子を見ることができないとの懸念より、密室性の問題が常に家庭的保育のデメリットとしてあげられている。また、家庭的保育者の多くが1人で保育を行っていることから、孤立しやすいことが指摘されている。

連携保育所との交流を深め、地域の社会資源を活用することにより、密室性や孤立性を克服していく必要があると考えられる。

- まず、認可保育所との連携内容として、一時保育、日常的な交流、行事への参加、保育者同士の交流などが考えられる。それらの交流の必要性を家庭的保育者は認識しているが、全体としては連携が進んでいない実態がある。
- その理由の一つとして、低年齢でしかも年齢の異なる子どもを連れて、保育所に移動する困難がある。歩いて数分で行ける距離に連携保育所がある場合はよいが、そうではない時の移動手段をどのようにすればよいか悩んでいる。
- 認可保育所との情報交換も必要であり、保育所に家庭的保育をよく理解してもらうことも必要である。そのためには、連携保育所に限らず、保育所を対象とした家庭的保育に関する研修や、家庭的保育者と保育所保育士との事例検討や意見交換などの合同研修なども今後考えていく必要がある。
- 子どもを連れて外出することの困難性を考慮すると、家庭的保育者に必要な援助をそれぞれの家庭的保育の場に届ける形のサポートがあることが望ましい。  
現在、巡回指導という形で行っている自治体があり、自治体担当者、保健師、保育所長経験者などにより行われているが、十分な体制にはなっていない。今後、家庭的保育を熟知した家庭的保育者OBなどからの登用なども期待されている。
- 巡回指導においては、監督指導的な部分とサポート的な部分があることが望ましい。監督指導的な部分では、施設・設備、安全面、実務についての指導を行い、援助面では保育内容、保護者対応、トラブル・事故時の対応、健康診断（受託児童、保育者）などへの援助が必要である。
- 市町村、保健所、保育所、地域の子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場）などは、家庭的保育者へ情報の提供をはじめ、代替保育、巡回保育、研修の実施、保育者同士の連携等の支援体制を構築する必要がある。
- 評価システムの導入により、家庭的保育で行われる保育を客観的に評価し、家庭的保育の安全性や有効性をPRし、不足する部分を明確にすることが可能となると考えられる。その方法として、保護者会からの意見聴取やアンケート調査など、利用者側からの視点で評価を受けることや、第三者評価の設定などが考えられる。しかし、どのように第三者機関を設置することができるかなど今後検討すべき課題は大きい。
- 受託する子どもが3人以下の場合、補助者を設置することは義務づけられていないが、多くの家庭的保育者が個人の判断で補助者を雇用している。補助者の存在は、家庭的保育の密室性や孤立性を防ぎ、特に外出時や給食時、体調不良児がいる場合など1人ひとりへの対応が求められる時に有効であり、保育内容にも広がりを持たせることが可能となる。  
さらには、補助者経験を経て、家庭的保育者として独立するなど、家庭的保育の裾野を広げることにもつながることが期待される。

#### (4) 人材の養成・確保

市町村、養成施設等での家庭的保育を担う人材（保育士OB等）の教育・研修

- 今後の制度拡充に備えて、人材の養成・確保が必要となる。

家庭的保育者の資格要件としては、保育士並びに看護師資格所有者を基本とすることから、保育

士資格所有者のうち、家庭的保育者へのなり手がどの程度いるかということについての把握が必要であり、保育士養成校卒業生へのアンケートを通じて検討を行う予定である。

- 資格要件については、前述の通り、保育士、看護師以外の資格要件や、市町村の指定する研修受講により認定を受けている家庭的保育者がいることについて配慮しなければならない。
- 家庭的保育は保育所などの施設型保育と異なり、家庭的保育者が基本的には1人でさまざまな役割を担っている。すなわち、園長、保育者、用務、給食、経理事務、相談対応などの仕事を1人で行わざるを得ない。そのため、家庭的保育者には家庭的保育の業務内容に即した研修が必要となる。
- 本研究班で本年度実施した研修に関する調査結果からは、新規に家庭的保育者としてスタートする保育者のための研修が十分に行われていない実態が明らかとなっている。上述の通り、家庭的保育者の業務は多岐にわたっており、また、家庭における個別保育は集団保育とは異なる側面があるため、保育所などでの集団保育経験者である場合も、家庭的保育者のための研修を受講することが求められる。
- 現在、家庭的保育者のための研修ガイドラインはないが、今後研修ガイドラインが策定されたら活用するとかの質問には、活用すると回答した自治体が半数、わからないが約4割であった。例えば、本研究班や国が研修に関するガイドラインを示すことによって、それを参考に研修を行う自治体が増えると同時に、「わからない」と回答した自治体では、その内容が自治体で行える範囲の内容かなどを吟味してから行うという意見が聞かれている。
- 研修の体系については、今後より詳細な検討を行う必要があるが、以下のような研修体系で検討していくこととした。

基礎（就業前）研修 → 初級研修 → 中級研修 → 上級研修

- 基礎（就業前）研修は、新規認定者のための研修であり、家庭的保育者として保育をスタートする前に受講する研修として位置づける。
- 保育をスタートしてからは、保育者は週末や夜間にしか研修のための時間を割くことが困難になるため、就業をスタートしていない基礎研修の時期が最も集中的に研修を受けることが可能な時期である。複数の家庭的保育現場での実習を含み、家庭的保育について理解し、保育者としての質を均一にすることを目的とする実習を行う。
- 初級研修（現任研修）は、家庭的保育をスタートさせて一定期間以内（例えば、2年間）の保育者に対する研修であり、実際に保育を始めてから出てくる様々な疑問や問題点に対応するための研修として位置づける。
- 中級研修（現任研修）は、家庭的保育者として就業経験を重ねていく時点で必要な専門的知識・技術・倫理を身につけることを目的に実施する。定期的、継続的に行われるものであり、中には保育所との合同研修や、自治体の保育従事者を対象とする研修も含まれるが、家庭的保育者の専門性の向上を目指した研修として位置づける。
- 上級研修（現任研修）は、家庭的保育者として十分に経験を積んだ保育者が、後続の家庭的保育者に対して助言・指導していく力を身につけることを目的とするものである。どの時点で上級研修の受講資格を付与するか、ある一定の経験年数で受講可能とするのかなどについての検討が必要になる。
- 研修の体系と合わせて、研修受講への評価をどのようにするかが課題となる。

- 研修の内容については、今後さらに詳細な検討を進める予定であるが、家庭的保育現場での実習に重きをおく必要がある。子どもを知るためには、保育所での実習も意義は認められるが、家庭的保育は集団保育と異なることが多いため、まずは家庭的保育現場での実習を先行させることが必要であると考えられる。
- 家庭的保育現場での実習となると、現在家庭的保育を実施していない自治体では広がりにくい懸念があるため近隣自治体への実習や都道府県単位での研修なども視野に入れる必要がある。
- ヨーロッパなどのファミリー・デイ・ケアでは実子と一緒に保育をすることが多いが、わが国では、就学前の実子がいる場合、家庭的保育者となることができない。このことが家庭的保育者へのなり手の年齢層をあげる一因となり、同時に年齢の若い層が家庭的保育者となることを制限していると考えられる。実子と共に保育をすることのメリットとデメリットをさらに検討し、どのようにすることがよいか考慮する必要がある。
- また、保育士養成課程においても家庭的保育について学習する機会を持たせることにより、施設型保育と家庭的保育の両方を知る保育士が育つことも長期的には家庭的保育を普及させることにつながると考えられる。保育実習の一環として家庭的保育を経験することや、また社団法人全国ベビーシッター協会が実施する短大、大学、保育士養成専門学校との連携によるベビーシッター資格取得指定校制度なども参考となると考えられる。

#### (5) 安定的財源の確保

市町村において持続的に実施できるように、家庭的保育事業に対する安定的財源を確保する。

- 家庭的保育はこれまで認可保育所の乳児保育の補完や、待機児童対策として位置づけられてきた背景があり、認可保育所での受け入れが可能な場合は認可保育所への移行を促すような対応も見られた。しかし、今後家庭的保育を通常保育の選択肢の一つとして位置づけていくためには、市町村において、継続的に家庭的保育を実施できるように、家庭的保育事業に対する安定的財源を確保していく必要性は高い。

#### (6) 社会的 PR の強化

家庭的保育の良さが社会や保護者に広く認知されるように、制度のメリットの PR を強化する。

- 家庭的保育が実施されている地域が限定されていることから、一般的に認知が低い傾向にある。また、家庭的保育が実施されている自治体においても、同様に認知が低い傾向にある。また、その認知の低さから、「家庭的保育」という名称から想像される保育の内容が、家庭における一時的な託児と誤解され認識されていることも否めない。  
家庭的保育の良さが社会や保護者に広く認知されるように、制度のメリットの PR を強化することが求められる。
- その方法としては、まず保護者に対する情報提供の方法に工夫が必要である。多くの自治体では、認可保育所などの入所案内と一緒に冊子などで家庭的保育実施場所の紹介をしているが、その保育の内容が保護者には伝わりづらい実態がある。そのため、まずは情報提供・相談窓口の担当者自身が家庭的保育の良さを理解していることが求められる。

また、家庭的保育の実際を記録したDVDやビデオなどの開発や、ホームページや紙媒体などを活用した保育場面の紹介など、視覚的に家庭的保育の実際をPRしていくことが考えられる。同時に、家庭的保育者による事例集や、家庭的保育の利用者の感想などをまとめた文集なども有効と考えられる。

○さらには、現在、家庭的保育を実施していない市町村を対象とする研修を行うことも一つの方法であると考えられる。その際も、前述の視覚的な資料が有効であると考えられる。特に、保育所などの保育や子育て支援に関わる人に家庭的保育の良さを理解してもらうことが家庭的保育の普及・拡大につながると考えられるため、保育所を対象とする研修など、さまざまな機会を通じて家庭的保育の良さをPRしていくことが重要である。

#### 参考文献

- 1) 「在宅保育の効果に関する研究－利用の効果及び利用後の意識の変化－」(主任研究者 尾木まり) 平成17年度児童関連サービス調査研究等事業(財団法人こども未来財団)、2006
- 2) 「家庭的保育のあり方に関する調査研究」(主任研究者 小山修)、日本子ども家庭総合研究所紀要第43集、平成18(2006)年度
- 3) Drees: L'accueil collectif et en crèche familiale des enfants de moins de 6 ans en 2004
- 4) 「主要国の家族政策と家族関係社会支出の国際比較」、第2回「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議「基本戦略分科会」第2回資料
- 5) 「フランスの保育サービス」平成17年度版少子化社会白書、内閣府
- 6) 「フランスの家族政策」在日フランス大使館HP
- 7) 「フランスの保育ママ制度に学ぶもの」、船橋恵子、シンポジウム「保育ママ制度の『今後』を探る」報告書、家庭福祉員制度を支持する都民の会、1992

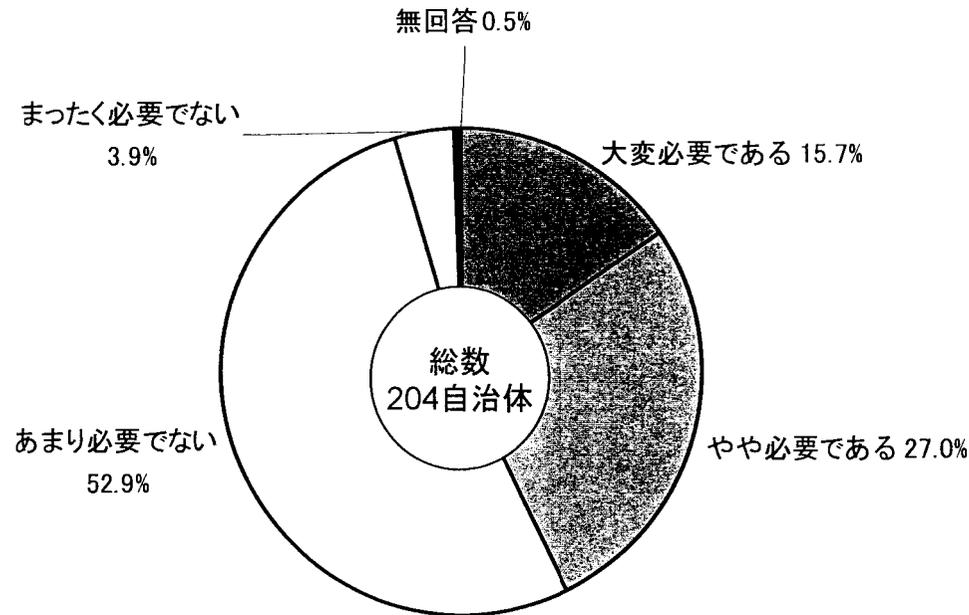
# 家庭的保育の取り組みに関する調査

## 地方自治体における家庭的保育の取り組みに関する調査

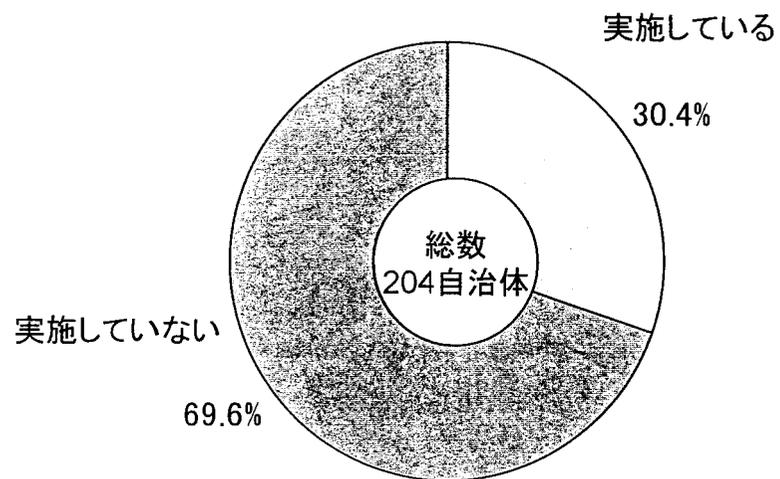
調査対象：10万人以上の都市、東京都内の区市の地方自治体(294)

調査方法：郵送による質問調査(平成19年1月～2月)(回収率69.4%)

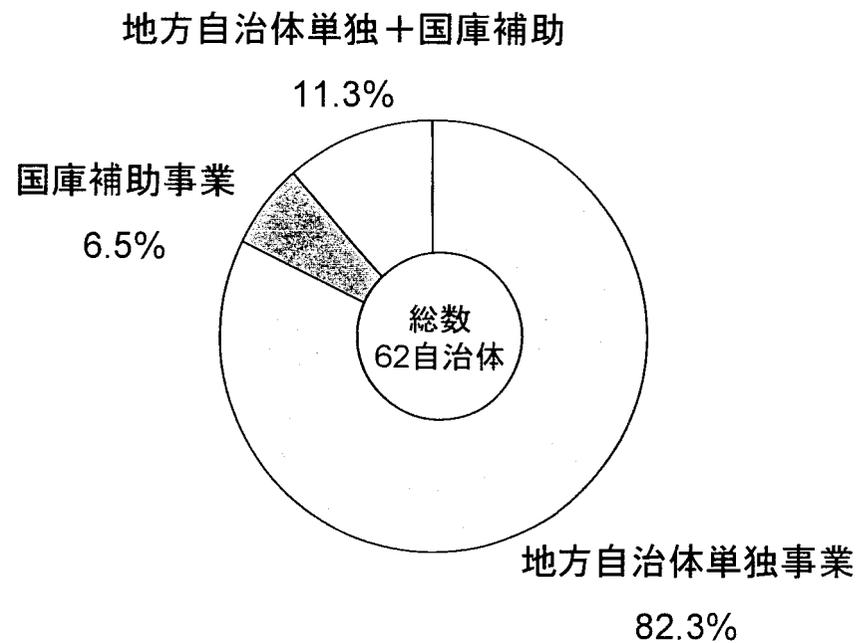
### 家庭的保育の必要性



## 家庭的保育の実施

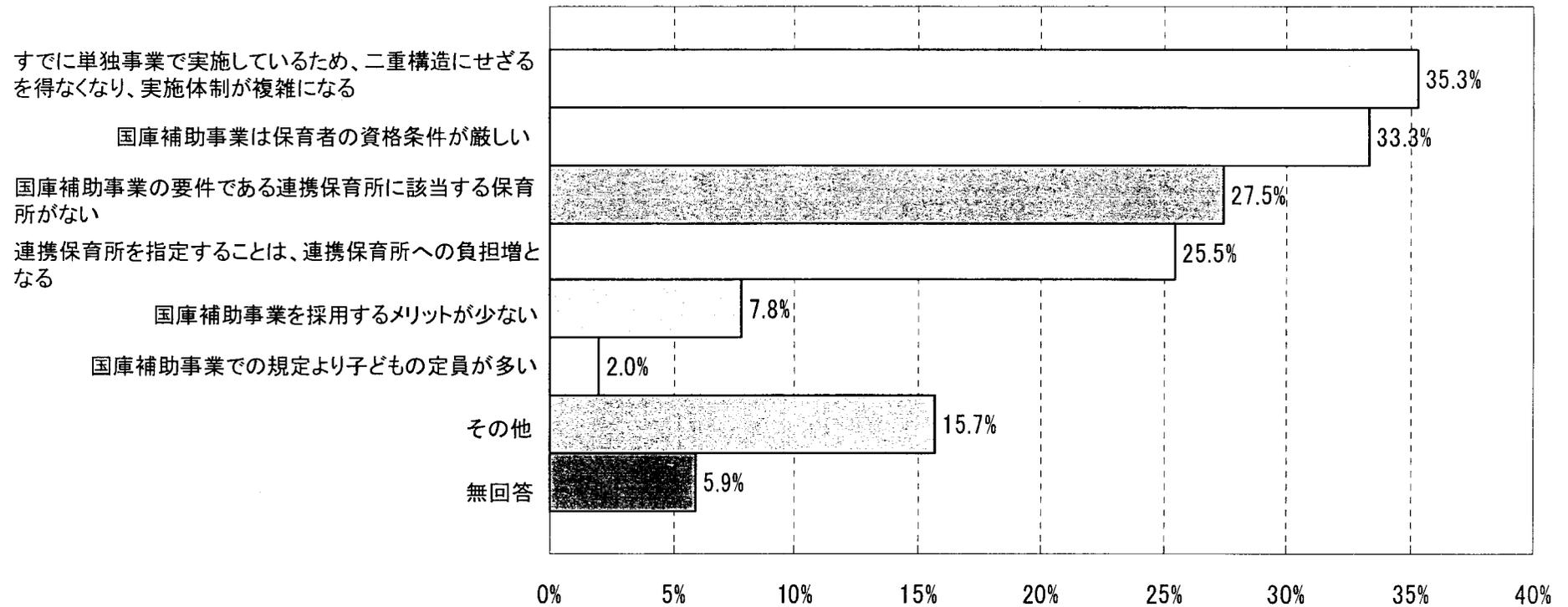


## 事業種別



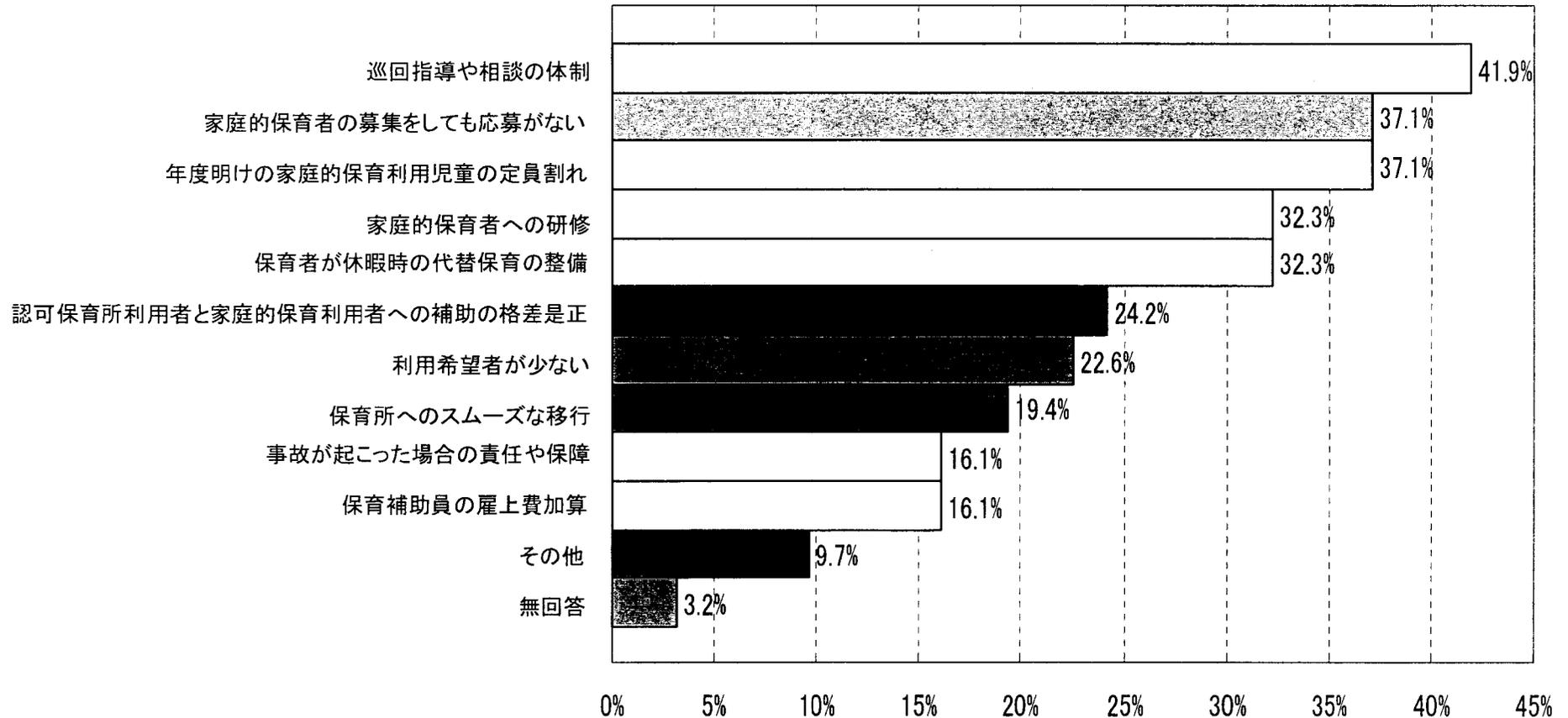
## 国庫補助事業を採用していない理由(複数回答有)

(N=51)



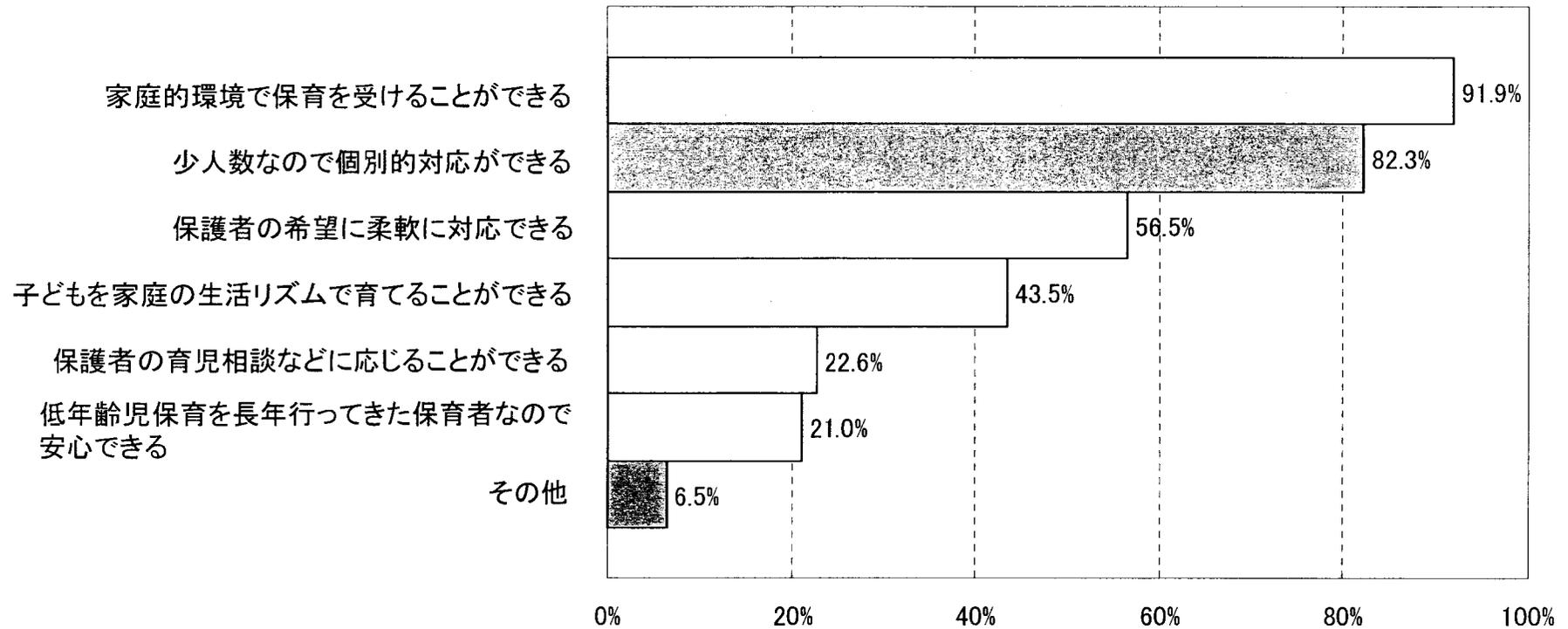
## 家庭的保育実施の問題や課題(複数回答有)

(N=62)



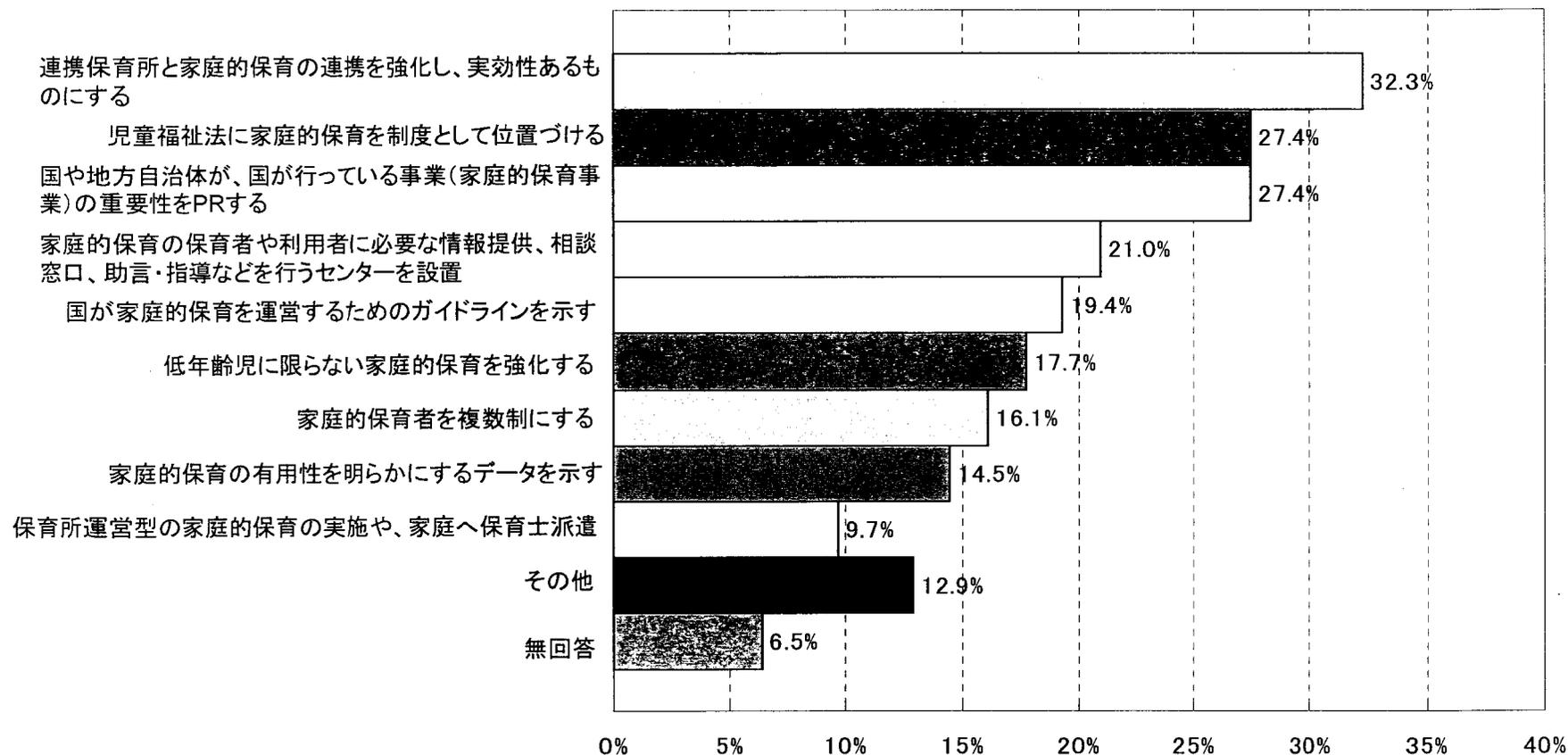
## 家庭的保育のメリット(複数回答有)

(N=62)



## 家庭的保育を強化・充実するための条件(複数回答有)

(N=62)



## 家庭的保育事業の現状と課題

| 現 状  | 課 題  | 具 体 的 な 対 応   |
|--|--|---|
| <p>1. 利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭的保育について情報がない</li> <li>○サービスの質が確保されているか<br/>(密室性、保育者の孤立)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の子育て支援拠点による支援機能の充実<br/>・保護者に対する情報提供</li> <li>○実施基準の設定</li> <li>○研修の充実強化<br/>・研修の体系化</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○連携保育所の支援</li> <li>○家庭的保育支援者の配置<br/>(H20年度予算案)</li> <li>○市町村による情報提供、代替保育、<br/>巡回指導・相談体制等の整備</li> <li>○研修の体系化</li> </ul>  |
| <p>2. 家庭的保育者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○負担が大きい <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの保育、保護者への対応を<br/>一人でしなければならない</li> <li>・病気や用事で休みが取りにくい</li> <li>・事故等の責任を負わなければならない</li> <li>・収入が一定しない</li> </ul> </li> <li>○孤立しがちである <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談する相手が近くにいない</li> <li>・保育の知識や技術を高める機会<br/>が少ない</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替保育の確保</li> <li>・巡回指導・相談</li> <li>・連携保育所の確保</li> <li>・健康診断</li> </ul> </li> <li>○報酬単価の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> <li>・損害賠償保険費用の算入</li> <li>・補助員の雇用</li> </ul> </li> <li>○研修の充実強化(再掲)</li> <li>○地域の子育て支援拠点による支援機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者の相談、交流</li> <li>・保護者に対する情報提供(再掲)</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○連携保育所の支援</li> <li>○家庭的保育者の補助単価の見直し<br/>(H20年度予算案)</li> <li>○家庭的保育支援者の配置<br/>(H20年度予算案)</li> <li>○市町村による情報提供、代替保育、<br/>巡回指導・相談体制等の整備</li> <li>○研修の体系化</li> </ul> |

| 現 状  | 課 題                  | 具 体 的 な 対 応   |
|--|----------------------|---------------|
| <u>3. 地方自治体</u><br>○実施のインセンティブが乏しい<br><br>○実施のためのノウハウがない | ○地方自治体へのノウハウ提供       | ○研修用教材等の作成・配布 |
| <u>4. 制度の位置付け</u><br>○予算事業として実施                          | ○実施基準の設定など上記の諸課題への対応 | ○法制度化         |

## 家庭的保育事業の法制度化のイメージ

### 【 児 童 福 祉 法 】

#### ◎家庭的保育事業の定義

家庭的保育事業とは、保育に欠ける乳児又は幼児を、家庭的保育者(厚生労働省令で定める要件に該当するもの)がその居宅等において保育する事業をいう。

#### ◎保育の実施

市町村の保育の実施責任に関する規定に、保育所における保育を補完するものとして家庭的保育事業を位置付ける。

#### ◎事業の開始等

市町村は、事前に都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

#### ◎実施基準の遵守

厚生労働省令で必要な基準を設ける。

#### ◎都道府県による指導監督等

#### ◎情報提供

### 【 実 施 基 準 】

#### ○保育士、看護師等

※無資格者の扱いについては検討事項。

#### ○基礎研修の受講

#### (実施基準の例)

#### ○市町村が家庭的保育者に遵守させる基準

##### ・実施場所・設備基準

保育を行う専用の部屋の面積等

##### ・配置基準

3人以下(補助者がいる場合は5人以下)

##### ・保育の内容

#### ○市町村が行う体制整備

##### ・保育内容の計画・相談

##### ・巡回指導・相談

##### ・研修

##### ・代替保育

##### ・健康診断

##### ・集団保育

##### ・苦情受付

##### ・他機関との連携

### 【 ガ イ ド ラ イ ン 】

研修内容・時間等についてはガイドラインで定める。

保育の内容についてはガイドラインで定める。

研修内容・時間等についてはガイドラインで定める。

「次世代育成支援に関する先行して取り組むべき制度的課題について」の  
資料に関する意見

(有) セレーノ 杉山千佳

1. 地域の子育て支援サービスの基盤整備に関する課題について

- ・これまでの待機児対策を越えた就業率の上昇を含めたサービス必要量を見定めて計画的な整備を行う必要があるという点については、賛成。自治体が作成する行動計画などの機会を得て、具体的な数字を出し、どのような施設でどのようにサービス量を確保するか、それにはどれぐらいの財源が必要かなど明記していく旨も指摘していただきたいと思います。
- ・またそうした施設整備及び人員確保（養成）にも準備が必要です。そのあたりについても、整備計画を立てていく必要があると思います。
- ・フランスなどではどのような研修を行っているのか等々についても興味があるので、機会があれば資料提供やヒアリングを実施していただければ幸いです。
- ・保育ママ制度については、現状などまだわからない点も多いので、委員全員が共通理解をする意味でも、ぜひ一度、施設運営者か学識経験者によるヒアリングをお願いできればと思っています。
- ・すべての子ども・家庭のための子育て支援サービスについては、訪問支援事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業が挙げられていますが、このような事業がなぜ必要で、どのように連携していくとよい支援につながるかについても丁寧な議論、説明が必要です。
- ・また、地域地域において人件費や地代などの差が大きいので、各地が持つ資源を有効に活用して支援サービスが展開できるよう、各自治体の工夫が生きるよう配慮していただくとよいのではないのでしょうか。
- ・「すべての子ども・家庭への子育て支援サービスの基盤整備」の事業展開は、女性の就業の支援の保育サービスとの連携も必要であり、かつ、別途検討が進んでいる「社会的養護に関する支援」とも十分に連携をとる必要があります（扇の要のような位置にあります）。立場や状況で適当に切り分けて考えるのではなく、相互連携が必要であることを配慮のうえ議論していただければと思います。

2. 地域・事業主の取組を促進するための枠組みについて

- ・保育サービスの拡充は当然必要ですが、並行してワーク・ライフ・バランスを推進することが必要であり、単に「労働政策」にだけなっではいけません。次世代育成支援対策推進センターや労使のみなさんには、「次世代を育成する」ためにはどのよ

うな子育て環境が必要か（例えば、たいがいの先進国は夫婦共働きであっても、夕方 7 時には家族全員がそろって食卓を囲む）といった情報を共有し、提供し、対応していくなど、実行性のある取り組みを期待したいと思います。

- ・特定事業主行動計画が未作成の市区町村がまだあるというのは、大変ショックでした。「国をあげて少子化対策に取り組んでいる」という現状において、放置してはいけないと思います。どこが策定していないのかの具体的な市区町村名と、なぜ策定しなかったかの理由を公表していただきたいと思います。
- ・特定事業主は、企業に先んじてお手本を示していただく立場にあるのではないかと考えています。地域住民の立場から言えば、わたしたちの地域の公共を担う公務員には、優秀な人材に就職してほしいと思っています。そういう意味でも、行動計画を策定した特定事業主についても、その後どうなっているのか、PDCA サイクルに則ってフォローアップしていただけたらと思います。
- ・また、行動計画を策定し推進することが、優秀な人材の確保にもつながり、結果的にその地域にとって良い効果を生むということが示せるよう、第三者機関による全国自治体による「どの自治体が働きやすい職場環境かランキング」の公表などを行い、これから就職する人たちへの情報提供とワークライフバランスの啓蒙・啓発を合わせて行っていただければと思います。
- ・中小企業の行動計画策定については、策定も推進もなかなか難しいと言われていきます。その要因は何なのか、どのように取り組みが有効かなど丁寧な分析ときめ細かな対応が必要だと思います。仕組みを整備する場合も、コンサルテーションを行うなど有効な対応ができるよう配慮していただければと思います。